

フルハーネス特別教育講座のカリキュラムについて

当協会のフルハーネス特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項、安全衛生特別教育規程第 24 条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

フルハーネス特別教育講座

学科教育

科目	時間
作業に関する知識	1.0 時間
墜落制止用器具（フルハーネス型）に関する知識	2.0 時間
労働災害の防止に関する知識	1.0 時間
関係法令	0.5 時間

合計 4.5 時間

実技教育※

科目	時間
墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用方法等	1.5 時間

※事業者にて実施

令和 4 年 4 月 4 日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

